

## 1. 改正の背景

令和4年2月から開催された「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」において、開設指針の制定の申出が行われた場合の「開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項」、開設指針を制定することが決定した場合の「標準的な移行期間を超える場合の措置」等について検討が行われた結果、同年12月27日に報告書が公表されたところ、同報告書において示された下記事項について、必要となる省令等の改正を行うもの。

### (1) 開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項について

開設指針の制定の要否の決定にあたっては、以下の点に留意すべきである。

- ・ 再割当ての対象とする周波数の選定にあたっては、既存免許人の使用期間を踏まえること。
- ・ 申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数の有無。

### (2) 標準的な移行期間※を超える場合の措置について

移行期間中の既存免許人の無線局の再免許にあたっては、

- ・ 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とすること。
- ・ 既存免許人の無線局の再免許の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案すること。

※標準的な移行期間については、電波法の免許の有効期間が5年間であり、再免許が保証されていないことを勘案し、再割当ての時点から5年間が適当とされたところ。

## 2. 改正の概要

### (1) 開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項について

#### 【電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部改正】

- 総務大臣が、開設指針の制定の申出を受けた場合に、当該開設指針の制定の要否の決定にあたって勘案する事項として、以下のものを追加する。
  - ✓ 割当可能性のある周波数の有無  
（申出周波数の電波と同等と認められる電波の周波数について、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み）
  - ✓ 申出周波数に係る認定計画がその認定を受けた日から開設指針の制定の申出があった日までの期間

### (2) 標準的な移行期間を超える場合の措置について

#### 【電波法施行規則の一部改正】

- 原則5年間とされている再免許の有効期間を短縮することができる場合として、再割当てが行われたときにおける既存免許人の無線局について再免許をするときを追加する。

#### 【無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部改正】

- 既存免許人が再免許を申請する際の添付書類の記載事項について、「使用周波数の移行計画の進捗状況」を追加する。